

イーストとくしま観光推進機構  
四国観光旅アプリ「しこくるり」利用促進のための  
動画制作・写真撮影業務 仕様書

1 業務名

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）  
四国観光旅アプリ「しこくるり」（以下、「しこくるり」という。）  
利用促進のための動画制作・写真撮影業務

2 目的

しこくるりを用いた徳島東部エリアの魅力的な旅の様子がわかる  
動画・写真を通して、しこくるりの利用促進に繋げること

3 委託料上限額

1, 188千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む

4 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

5 業務の内容

(1) 動画制作・写真撮影業務

【使用用途】

- ・機構の YouTube、ホームページ、SNS（Instagram・Facebook・X(旧 Twitter)）
- ・旅行会社との商談時の情報提供、現地旅行会社への情報提供
- ・商談会場でのスクリーン投影等

【撮影地】

- ・徳島東部エリアの「旅ぱす」提供場所8ヶ所（観光施設や飲食店等）  
※旅ぱすについては、別添【旅ぱす一覧】を参照。

【必須撮影シーン】

- ・しこくるりのアプリダウンロードシーン
- ・しこくるり「旅ぱす」利用シーン
- ・しこくるりの掲示物（ポスター/POP等）を見ているシーン
- ・旅ぱす提供場所の様子がわかるシーン（内観・外観・見どころ）

【納品物】

- ① 横型動画
- ・本数：1本

- ・場所名及び体験名のキャプションをつける（掲載位置は提案によるものとする）
- ・動画の長さは、3分程度とする
- ・動画と調和する効果的な音楽を使用する
- ・画面縦横比は横長の16：9とする
- ・視聴に適した解像度、画質を提案すること
- ・しこくろりの利用によって徳島東部エリアの旅が魅力的なものになることをわかりやすく伝えられるもの
- ・しこくろりをダウンロードして、使いたくなるもの

## ② 縦型動画

- ・本数：1本
- ・スマートフォンでの見やすさを考慮し、①の要素を反映した縦型の動画とする
- ・動画の長さは、30秒～1分程度とする
- ・動画と調和する効果的な音楽を使用する
- ・画面縦横比は縦長の9：16とする
- ・視聴に適した解像度、画質を提案すること
- ・しこくろりの利用によって徳島東部エリアの旅が魅力的なものになることをわかりやすく伝えられるもの
- ・しこくろりをダウンロードして、使いたくなるもの

## ③ 写真

- ・納品枚数：1箇所あたり10枚程度とする。
- ・撮影地ごとに、体験できる内容がよくわかるもの。

### 【各撮影の留意事項】

- ① 動画・写真の構成やトーン&マナーは、機構と協議の上で決定する
- ② 著作権や使用権などに留意し、必要に応じて使用の許可を得ること

## 6 成果品

電子データで次の業務成果品を提出すること

- ① 動画（データ形式はMP4とすること）
- ② 写真
- ③ その他、本業務に付随する必要な写真データ、バナー等のデータ
- ④ 納品スケジュールは、令和7年1月31日（金）までとする
- ⑤ その他、機構と受託者との協議の上、委託期間内に本業務で生じた資料のうち、機構が指示する資料一式

## 7 事業実績報告書の提出

令和7年1月31日（金）までに、次の報告書を提出すること

- ① 事業実績報告書 1部
- ② その他関係資料及びデータ 1式

## 8 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務終了後に提出される事業実績報告書に基づき、機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、精算払いをするものとする。

## 9 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

## 10 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

## 11 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が、特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。